

役員の報酬等に関する規程

(総則)

第1条 この規定は、一般社団法人 新潟県労働基準協会連合会定款第17条に基づき、当連合会の役員の定年、報酬、退職金について定める。

(定年)

第2条 役員の定年は、原則として満65歳の年度末とする。

2 特別の事情がある場合においても、最長満70歳までとする。

(報酬)

第3条 役員報酬は、無報酬とする。

2 常勤役員の報酬は、総会で定める総額の範囲内において、次条の支給基準に従って算定した額を報酬として支給する。

(支給基準)

第4条 常勤役員の報酬は、就任する役員の年齢、経験、能力等を総合的に勘案して、月額400,000円を上限とし決定する。

2 常勤役員で事務局職務を兼務する場合には、前項のほか、職員就業規則を適用して賞与並びに通勤手当をそれぞれの基準に基づき支払う。

(退職金)

第5条 常勤役員の退職金は、勤続年数1年につき退職時報酬月額の0.5ヶ月分を支給する。

2 勤続年数の計算にあたり、1年未満の端数は、月割り計算とする。

3 職員から常勤役員になった者については、それぞれの退職金を計算し、その合算額を支払う。

4 支給時期は、支給事由が発生した日から1ヶ月以内に支払う。

5 その他、退職金に関する事項については、職員退職手当支給規定を準用する。

第6条 この規定の改廃は、理事会で決定し、総会の承認を得ることとする。

附則 この規定は、平成24年4月1日から適用する。